

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの縮め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改革改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るために以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目です

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。(住民課)

憲法、地方自治法などをふまえて、各種社会保障施策の充実に努めています。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。(税務課)

町は、平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加しています。滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の集合体で、協働して滞納整理を推進することにより地方税の滞納額の縮減を図ろうとするものであり、参加することの意義は非常に大きいと判断しています。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(税務課)

機構、町ともに地方税法第15条の適用については的確に実施しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について(全て福祉課)

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

関係法令に基づき実施していますので、豊山町独自で生存権を守る措置を講じることは考えていません。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

関係法令の範囲内で実施しています。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

警察官OBの窓口等への配置が弱者の生存権侵害になるとは思いませんが、現在のところ福祉課窓口に警察官OBの配置の予定はありません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所が実施する自立相談支援事業に対応していきます。また、生活保護受給についても県福祉事務所の指導のもと、対応していきます。

2. 安心できる介護保障について(全て福祉課)

★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護保険料については、法に基づいて算定しており、一般会計からの繰り入れは出来ないものと認識しております。また、介護保険準備基金は第5期介護保険計画期間で使い切りました。第6期介護保険計画期間における保険料段階は、国の基準を参照に決める予定です。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施しています。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

愛知県が行った特養入所者待機者数調査(平成26年4月から6月調査)では、豊山町では6名の待機者がありました。他施設への待機者数は把握しておりません。第6期介護保険計画期間の施設整備については、尾張中部福祉圏域において検討してまいります。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

本町の中学校は1校で、地域包括支援センターは直営1ヶ所です

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

新しい総合事業に関しては、現在検討中ですが、厚生労働省が示している総合事業の上限の範囲内で委託、又は指定をする予定です。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

厚生労働省の示している案を参考にして設定してまいります。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

この度の介護保険制度改革改正の趣旨を鑑み実施してまいります。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

町独自サービスの緊急通報システム事業において、ひとり暮らしの方の安否確認を行っています。また、ひとり暮らし、高齢夫婦などで、要介護認定を受けていない場合の緊急かつ一時的な生活支援として、買い物や調理などのホームヘルプサービス事業を行っています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

とよやまタウンバスを運行しています。ルートは小牧市民病院～豊山町内～県町～栄間です。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

次期介護保険事業計画において、検討してまいります。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

町単独で行う事は困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

町独自サービスで、配食サービス事業を365日行っています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いは、平成24年4月から行っています。高額介護サービス費の受領委任払い制度は予定していません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上のものを障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

対象となる要介護認定者に対して、「障がい者控除対象者認定書」を個別に送付しています。

3. 福祉医療制度について(全て住民課)

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

平成24年度に若干の見直しを行いましたが、それでも県下トップ水準の維持していると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行の制度(入院・通院とも中学校3年生まで)は、一定の到達点と考えています。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

障がい者医療はすべての疾患を助成対象としています。精神障がい者医療も1~3級手帳所持者はすべての疾患を助成対象としています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすることは困難です。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。(保健センター)

妊婦健診は産前14回実施しております。産後健診は実施しておりません。妊婦健診の国庫補助がない状況では、今後の検討課題となります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。(学校教育課)

就学援助制度の生活保護基準額は1.2倍で、申請受付の窓口は町窓口です。年度途中の申請については広報により周知しております。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。(学校教育課)

無料については、考えていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。(福祉課)

公立保育園を希望する児童には、公立保育園で受入するようにしていきます。
豊山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に基づいて保育格差がないようにしていきます。

5. 国保の改善について(全て住民課)

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

都道府県単位化に反対する予定はありません。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

本町では保険税の引き上げを抑え、税の不足分をすべて一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

18歳未満の子どもを均等割の対象外とすることは困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を平成23年度に設けました。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現状は前年所得200万円ですが、検討中です。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書は現在、発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

滞納者に対し、給付の制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

納付状況や納税相談を通して、適宜配慮しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差押えは悪質な滞納者に対する最終的な手段と考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の軽減制度については、平成23年4月1日から実施しています。

6. 障害者・児施策の拡充について(すべて福祉課)

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

障害者総合支援法に基づき実施します。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

障害者総合支援法に基づき実施します。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

地域生活支援事業については、利用状況を十分に聞き取り、時間数を配慮しています。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなる旨の国からの通知に基づき実施します。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

介護保険法に基づき実施します。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

障害者総合支援法に基づき実施します。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

障害者総合支援法に基づき実施します。

7. 予防接種について(全て保健センター)

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウィルスワクチンについては現在予防接種法の改正が検討されていますので、現時点では補助は実施しておりません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

平成26年10月1日より定期予防接種が開始され、自己負担金2,500円で接種をうけることができます。任意予防接種も継続し4,000円の助成で実施しています。現時点では増額の予定はありません。

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

風ワクチン接種は、妊娠を希望する夫婦に対して、指定医療機関にて無料で受けることができます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

特に考えていません。

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

特に考えていません。

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

以上